

第12748号 平成 30 年 8 月 14 日(火)

(毎週 火・金発行)

#### 目 次

告示	
○漁船保険付保義務の消滅(鏡町加入区、昭和加入区)・・・・・・・・(団体支援課)	1
○保安林の指定に関する予定・・・・・・・・・・・・・・・・・・(森林保全課)	1
○保安林の指定に関する予定・・・・・・・・・・・・・・・・・(  〃  )	1
○道路の区域変更・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
公告	
○県営土地改良事業計画の決定・・・・・・・・・・・・・・・・・(農村計画課)	2
○県営土地改良事業計画の決定・・・・・・・・・・・・・・・・・(	2
○県営土地改良事業計画の変更・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・( " " )	3
○国土調査成果の認証・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・(技術管理課)	3
○平成30年度熊本県クリーニング師試験の実施・・・・・・・・(薬務衛生課)	3
○農用地利用配分計画の認可申請・・・・・・・・・・・・・・(農地・担い手支援課)	5
○都市計画法による開発行為に関する工事の完了・・・・・・・・・・・・・・・・・・・(建築課)	5
登 載 依 頼	
○熊本県立高等学校学則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・・(高校教育課)	6
○熊本県立高等学校の通学区域に関する規則の一部を改正する	
規則 · · · · · · · (	6

#### 告 示

## 熊本県告示第646号

無船損害等補償法(昭和27年法律第28号)第113条の2第1項第1号の規定により平成26年8月12日熊本県告示第805号で公示した鏡町加入区及び昭和加入区の指 定漁船を普通損害保険に付すべき義務が平成30年8月11日限り消滅したので、同条第 2項の規定により公示する。

平成30年8月14日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

#### 熊本県告示第647号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により次の森林を保安林予定森林 にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。

平成30年8月14日

熊本県知事

- 保安林予定森林の所在場所 熊本県球磨郡多良木町大字槻木字ヲコシ532番11( 次の図に示す部分に限る。)
- 指定の目的 土砂の流出の防備
- 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法

次の森林については、主伐は、択伐による。 字ヲコシ532番11 (次の図に示す部分に限る。)

その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市 町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

間伐に係る森林は、次のとおりとする

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産 部森林局森林保全課及び熊本県県南広域本部球磨地域振興局並びに多良木町役場に備え置 いて縦覧に供する。)

## 熊本県告示第648号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により次の森林を保安林予定森林 にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。

平成30年8月14日

熊本県知事 蒲

- 照本県知事 蒲 島 郁 夫 保安林予定森林の所在場所 熊本県球磨郡球磨村大字神瀬丙字狩集138番、字黒仁 3 2 4 0 乗 ( \*\*\*の図に三七部へに関する) 田240番(次の図に示す部分に限る。)
- 土砂の流出の防備 指定の目的
- 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法

次の森林については、主伐は、択伐による。 字狩集138番・字黒仁田240番(以上2筆について次の図に示す部分に限る。)

その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

間伐に係る森林は、次のとおりとする

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産 部森林局森林保全課及び熊本県県南広域本部球磨地域振興局並びに球磨村役場に備え置い て縦覧に供する。)

#### 熊本県告示第649号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、次のとおり道路の 区域を変更する。

その関係図面は、平成30年8月14日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保 全課において一般の縦覧に供する。

平成30年8月14日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員(メートソル)	延 (メートル)	備考
一般国道	389号	天草郡苓北町都呂々字黒岩 2416番4地先から 同所	前	10.3 ~ 10.9	44.0	防安交 (災害 防除)
		2417番12地先まで	後	10.9 ~ 40.1	44.0	

区域を変更する期日 平成30年8月14日

#### 告 公

# 熊本県公告第474号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定により、県営宇土開地 区土地改良事業(農業用用排水施設)の計画を定めたので、同条第5項の規定により公告 し、土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

の土地改良事業計画に不服のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日 以内に審査請求をすることができる。

平成30年8月14日

熊本県知事 蒲 島郁 夫

- 縦覧に供する書類の名称 1
  - 県営宇土開地区土地改良事業(農業用用排水施設)計画書の写し
- 2
  - 平成30年8月15日から平成30年9月11日まで
- 縦覧場所 熊本市役所

## 熊本県公告第475号

土地改良法 (昭和24年法律第195号) 第87条第1項の規定に基づき、県営宇土開 地区土地改良事業(区画整理)の計画を定めたので、同条第5項の規定に基づき公告し、土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

この土地改良事業計画に不服のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15 日以内に審査請求をすることができる。

平成30年8月14日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

縦覧に供する書類の名称 1

県営宇土開地区土地改良事業(区画整理)計画書の写し

- 2 縦覧期間
  - 平成30年8月15日から平成30年9月11日まで
- 3 縦覧場所 熊本市役所

### 熊本県公告第476号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第88条第1項の規定により、県営扇崎・大野下地区土地改良事業(区画整理)の計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により公告し、土地改良事業計画書の写しを次のように縦覧に供する。

この土地改良事業計画につき不服のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に審査請求をすることができる。

平成30年8月14日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 縦覧に供する書類の名称
  - 変更後の県営扇崎・大野下地区土地改良事業(区画整理)計画書の写し
- 2 縦覧期間
  - 平成30年8月15日から平成30年9月11日まで
- 3 縦覧場所 玉名市役所

## 熊本県公告第477号

国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により次のとおり国土調査の成果を認証したので、同条第4項の規定により公告する。

平成30年8月14日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

			,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	· 1111 1=10 1114 7 C
調査を行っ	調査を行った時期	調査を行った地域	成果の名称	認証年月日
た者の名称				
熊本市	平成25年度から	北区植木町古閑の	地籍図及び	平成30年8月6日
	平成29年度まで	全部・有泉の一部	地籍簿	
熊本市	平成29年度	中央区水前寺六丁	地籍図及び	平成30年8月6日
		目の全部	地籍簿	
菊池市	平成26年度から	市野瀬の全部	地籍図及び	平成30年8月6日
	平成27年度まで		地籍簿	
菊池市	平成26年度から	原の一部	地籍図及び	平成30年8月6日
	平成27年度まで		地籍簿	

## 熊本県公告第478号

グリーニング業法(昭和25年法律第207号)第7条第1項の規定により、平成30年度熊本県クリーニング師試験を次のとおり実施する。

平成30年8月14日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 試験の日時及び場所
  - (1) 日時 平成30年10月28日(日)

受付時間 午前10時00分から午前10時30分まで学科試験 午前10時50分から午前11時50分まで実地試験 午後1時10分から

- (2) 場所 株式会社シロヤパリガン (熊本市西区上熊本二丁目6番7号)
- 2 試験科目
  - (1) 学科試験
    - ア 衛生法規に関する知識
    - イ 公衆衛生に関する知識
    - ウ 洗濯物の処理に関する知識
  - (2) 実地試験 (洗濯物の処理に関する知識及び技能)
    - ア しみの種類及びしみ抜き方法の鑑別
    - イ 繊維の鑑別
    - ウ 薬品の鑑別
  - エ 長袖ワイシャツ電蒸アイロン仕上げ
- 3 受験資格

次のいずれかに該当する者であること。

- (1)学校教育法(昭和22年法律第26号)第57条に規定する者
- 旧国民学校令(昭和16年勅令第148号)による国民学校の高等科を修了した (2)者、旧中等学校令(昭和18年勅令第36号)による中等学校の2年の課程を終わ った者又はクリーニング業法施行規則 (昭和25年厚生省令第35号) で定めると ころによりこれらの者と同等以上の学力があると認められる者
- 受験手続等
  - (1)クリーニング師試験受験願書(以下「願書」という。)の配布

願書は、平成30年8月14日(火)から平成30年9月14日(金)まで、熊 本県健康福祉部健康局薬務衛生課及び県内各保健所(熊本市保健所を含む。)で配 布するほか、熊本県庁ホームページに掲載する (ダウンロード可)。

なお、願書の郵送を希望する者は、封筒の表に「クリーニング師試験受験願書請 求」と朱書した封筒に、返信用封筒(宛先を明記し、120円分の切手を貼付した 角型2号封筒(1部請求の場合))を同封の上、熊本県健康福祉部健康局薬務衛生 課(〒862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号)に請求すること。

提出書類 (2)

願書

履歴書 イウ

受験資格を有することを証明する書類(卒業証書の写し、卒業証明書等) 卒業証書の写しの場合は、併せて原本を願書提出先に提出し、原本と相違ない旨 の確認を受けること(確認後、原本は返却する。)。 また、卒業証書等の氏名が登明その他の理由により、現在の氏名と異なっている

場合は、卒業証書等の氏名から現在の氏名への変更の経緯が記載された戸籍の謄本 (又は抄本)を提出すること。

写真1枚

出願前6か月以内に撮影した正面向き、上半身、無帽のもので、縦5センチメートル、横4.5センチメートルのもの(写真の裏に、受験希望者の氏名及び撮影年 月日を記入すること。)

受験手数料 (3)

受験手数料として、7,600円分の熊本県収入証紙を願書に貼付すること。

願書等の提出先 (4)

県内に住所を有する受験希望者にあっては、県内各保健所(熊本市保健所を含 む。) へ提出すること。

また、県外に住所を有する受験希望者にあっては、熊本県健康福祉部健康局薬務 衛生課(〒862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号)へ提出する

願書等を郵送で提出する場合

やむを得ず郵送で提出する場合は、必ず書留とし、封筒の表に「クリーニング師 試験受験申込」と朱書すること。熊本県収入証紙の入手が困難な場合は、次のとお りとする。

手数料を現金で納付する場合は、願書等に7,600円を同封し、現金書留で郵 送すること。

手数料を郵便為替で納付する場合は、願書等に郵便為替(普通為替)7,600 円分を同封し、書留で郵送すること。

(6) 願書等の受付期間

平成30年8月20日(月)から平成30年9月14日(金)まで(土曜日、日 曜日及び祝日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分までとする。 なお、郵送による場合は、平成30年9月14日(金)までの消印のあるものに 限り受け付ける。

(7)受験票の交付

受験票は、願書等の審査後、願書に記載された受験者の現住所へ送付する。

合格者の発表

中成30年11月16日(金)午前10時に、合格者の受験番号を熊本県庁本館1階ロビー及び県内各保健所(熊本市保健所を含む。)に掲示するとともに、熊本県庁ホームページに掲載する。また、合格者には合格通知書を送付する。なお、電話による合格者の照会には一切応じない。

その他

- (1)願書の請求及び受験についての照会は、最寄りの県内保健所(熊本市保健所を含 む。)又は熊本県健康福祉部健康局薬務衛生課(電話番号096-333-224 5) に行うこと
- (2)試験の科目別得点及び合計得点の開示を希望する受験者には、熊本県個人情報保 護条例(平成12年熊本県条例第66号)第22条の規定により、合格発表後から 平成30年12月14日(金)(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)、午前8時30 分から午後5時15分まで、熊本県健康福祉部健康局薬務衛生課において、受験票 を持参した受験者本人にのみ開示する
- 受験手数料及び願書等は、願書受付後においては、申込みを取り消した場合又は (3)試験を受けなかった場合であっても、返還しない。

## 熊本県公告第479号

一次のとおり農地中間管理機構から農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第18条第1項の農用地利用配分計画の認可の申請があったので、同条第3項の規定により公告する。

当該農用地利用配分計画は、平成30年8月14日から同月27日までの間、熊本県農林水産部生産経営局農地・担い手支援課において公衆の縦覧に供する。

平成30年8月14日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

### 1 農用地利用配分計画の概要

1 農用地利用配分計画の概要					
賃借権の設定	官等を受ける者	賃借権の設定等を受ける土地			
氏名又は名称	住所	負用作の飲ん寺を文のる工地			
永田 裕真	菊池市七城町高島	菊池市七城町高島字日出来1090番1			
		ほか 2 筆			
島田 俊朗	菊池市七城町高島	菊池市七城町高島字島の後346番1ほ			
		か 1 筆			
菊永 光作	菊池市七城町加恵	菊池市七城町加恵字西通口475番ほか			
		2 筆			
株式会社有機農場	菊池市七城町菰入	菊池市七城町加恵字権現給950番1ほ			
		か 4 筆			
有限会社清泉SH	菊池市七城町橋田	菊池市七城町加恵字山渡瀬1010番1			
ファーム					
工藤健正	菊池市旭志麓	菊池市旭志麓字小鶴2414番2			
青木 伸二	菊池市旭志尾足	菊池市旭志尾足字西鶴1040番1ほか			
		2 筆			
青木 義行	菊池市旭志川辺	菊池市旭志川辺字上蛙石882番			
農事組合法人おこ	人吉市大畑麓町	人吉市大畑麓町字山ノ尻3723番ほか			
ば		92筆			
山口 敬之	球磨郡錦町西	人吉市東漆田町字栗ノ丸2419番ほか			
		6 筆			
農事組合法人万江	球磨郡山江村万江甲	人吉市上原田町字菖蒲字小園229番1			
の里		ほか 1 筆			
大新牧場森岡畜産	天草市新和町小宮地	天草市新和町小宮地字札ノ下5060番			
合同会社		2ほか4筆			
浪床 耕三	天草市新和町大宮地	天草市新和町大宮地字轟4061番			
吉本 勝喜	天草市新和町碇石	天草市新和町大宮地字中鶴4222番ほ			
		か 3 筆			
下田 恭平	天草市新和町大多尾	天草市新和町小宮地字七重崩11638			
		番ほか25筆			

2 申請年月日

平成30年8月2日

## 熊本県公告第480号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成30年8月14日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積 菊池郡菊陽町大字津久礼字石坂2143番1、同2143番2及び同2143番3 2,017.97平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称) 鹿児島県鹿児島市谷山中央一丁目4988番地―102号 株式会社千寿

#### 登載依頼

熊本県立高等学校学則の一部を改正する規則をここに公布する。

熊

平成30年8月14日

熊本県教育長 宮 尾 千 加 子

## 熊本県教育委員会規則第7号

熊本県立高等学校学則の一部を改正する規則

熊本県立高等学校学則(昭和40年熊本県教育委員会規則第16号)の一部を次のよう 改正する。 別表熊本県立鹿本高等学校の項中「<u>普通科</u>」に改め、同表熊本県立矢部高等学校の に改正する。

「普通科 みらい創造科 項中「緑科学科」を「林業科学科」に改める。

則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

改正前の別表に規定する熊本県立矢部高等学校全日制緑科学科は、改正後の別表の規 定にかかわらず、平成33年3月31日までの間、存続するものとする。

熊本県立高等学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。 平成30年8月14日

熊本県教育長 宮 尾 千 加 子

熊本県教育委員会規則第8号 熊本県立高等学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則

熊本県立高等学校の通学区域に関する規則(昭和39年熊本県教育委員会規則第15号) の一部を次のように改正する。

第2条第3項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。 前項の規定にかかわらず、大津高等学校の全日制の課程の理数科の通学区域は、別表 に規定する同校の全日制の課程の普通科の通学区域と同一の区域とする。

この規則は、平成31年4月1日から施行する。